

杵築市農業委員会からお知らせ
農業委員会事務局(☎0978-64-0711)

無くそう! 農地の無断転用!!

~大切な農地を守りましょう~

農地を農地以外の目的で利用する場合、農地法の許可手続きが必要です。

▼農地の転用とは?

農地を農地で無くすこと。例えば農地を住宅、工場、資材置場、駐車場、道路、山林(植林・クヌギ・杉・ヒノキ等)などの用地に転換することです。

▼許可手続きはなぜ必要?

農地は食料の大切な生産基盤であるとともに自然災害防止等多面的な機能を併せ持ち、国土の狭い我が国にとって大切に守っていく必要があります。このため農地の転用には農地法による規制がかけられています。

▼対象となる農地は?

全ての農地(田、畑、樹園地、採草放牧地)が転用許可の対象となります。登記簿地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性(農地として活用できる状態)があれば農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、作物等を栽培管理されている土地も農地とみなされます。

▼一時的な転用は?

農地を一時的に資材置場、砂利採取、工事用仮設道水路として使ったり、農地造成(農地の嵩上げ)等を行う場合も転用となり許可が必要です。

▼農業用施設用地として利用する場合には?

自己の農地の保全、または利用上必要な施設(耕作用道路、用排水路、防風林等)に転用する場合にはその面積に関係なく許可手続きを要しません。また、自己所有の農地を温室、畜舎、農機具倉庫等農業経営上必要な施設に転用する場合、農地面積が200m²未満であれば届出、200m²以上であれば許可が必要です。

▼許可手続きの前に

転用する農地が農業振興地域内の農用地区域内にある場合、除外手続きをした上で転用の許可手続きを行なう必要があります。

※除外手続きについては農林課にご相談ください。

▼無断で農地を転用すると…

工事の中止や原状回復などの命令がなされたり、3年以下の懲役や300万円以下の罰金が科せられる場合があります。

※農地転用の詳しいご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

navigation

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請について

杵築市選挙管理委員会事務局 ☎0978-62-3131
杵築市農業委員会事務局 ☎0978-64-0711

毎年1月1日現在で調整する農業委員会委員選挙人名簿は、選挙人の申請に基づいて作成しています。[登録資格のある方は、必ず期限までに申請書を提出してください。](#)

申請書は12月中に10アール以上の農地の所有者または耕作者へ郵送されます。申請書が届かなかった方はお問い合わせください。

【登録資格】

杵築市内に在住しており、平成27年3月31日現在で満20歳以上(平成7年4月1日以前に生まれた方)で、次のいずれかに該当する方。

- ①10アール以上の農地を経営する方(=農業経営主)
- ②上記の農業経営主と同居する親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方
- ③10アール以上の農地を経営する農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方

【提出期限】

平成27年1月10日(土)まで

【提出先】

申請書に同封の返信用封筒で農業委員会事務局へ提出してください。

農業委員会事務局、山香・大田各庁舎の農政係へ直接提出していただいて構いません。

※平成27年度は、任期満了による農業委員の改選が予定されています。

選挙人名簿に登録されていない方は、農業委員選挙の投票をすることができませんので、登録資格のある方は必ず申請をしてください。

navigation

navigation

太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税について

税務課 固定資産税係 ☎0978-62-3131(内線 122・123・124)

①固定資産税が課税されます

土地・家屋の屋根等に10kW以上の太陽光パネルを設置して発電量の全量を売電する場合、これらの設備は固定資産税(償却資産)の課税対象となり、申告の義務があります。

※事業の用に供さない家庭用を除きます。

②固定資産税の軽減(特例措置)

【対象設備】

経済産業省による固定価格買取制度の認定を受け取得された再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置、変電設備、送電設備を含む)のうち、償却資産に該当する部分。ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除きます。

【適用期間】

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分

【取得時期】

平成24年5月29日～平成28年3月31日

【特例内容】

当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減。

※詳しくは市公式ウェブサイトをご覧いただき、お問い合わせください。

麻しん風しん(MR)予防接種はお済みですか?

MR2期の対象者は小学校就学前1年間、接種期間は平成27年3月31日までです。

これから風邪やインフルエンザが流行する時期になります。体調のよい時に、できるだけ早めに接種することをお勧めします。人にうつさない、人からうつされないように、予防接種を受けましょう。

※平成27年3月31日以降に接種した場合の費用は自己負担となりますので、ご注意ください。

問子育て・健康推進課(健康推進館内)
(☎0978-64-2540)

navigation

土地・家屋に異動があったときは届け出を

税務課 固定資産税係 ☎0978-62-3131(内線 122・123・124)

【届出が必要な場合】

- 所有している家屋の新築・改築・用途変更(住宅を店舗に変更した等)・取り壊しをしたとき
- 所有地の利用状況の変更をしたとき

【届出先】

税務課 固定資産税係

【家屋の取り壊しについての注意点】

●家屋を取り壊した場合、法務局で「建物滅失登記」をすることが義務づけられていますが、何らかの事情により滅失登記が出来ないときや未登記家屋の取り壊しがあれば「家屋取扱届出書」を税務課固定資産税係に提出してください。

●家屋の取り壊しの確認が出来ない場合は、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。

※法務局で登記を変更された方は、届出は不要です。

土地・家屋に異動があったときは、早めのご連絡をお願いします。



辞令交付



平成26年11月18日

文化、スポーツ等に関する事務を行ないます。

地域の学校教育、社会教育、

教育委員会